

東海市都市計画マスタープラン (案)【概要】

計画年次：令和 15 年度（2033 年度）

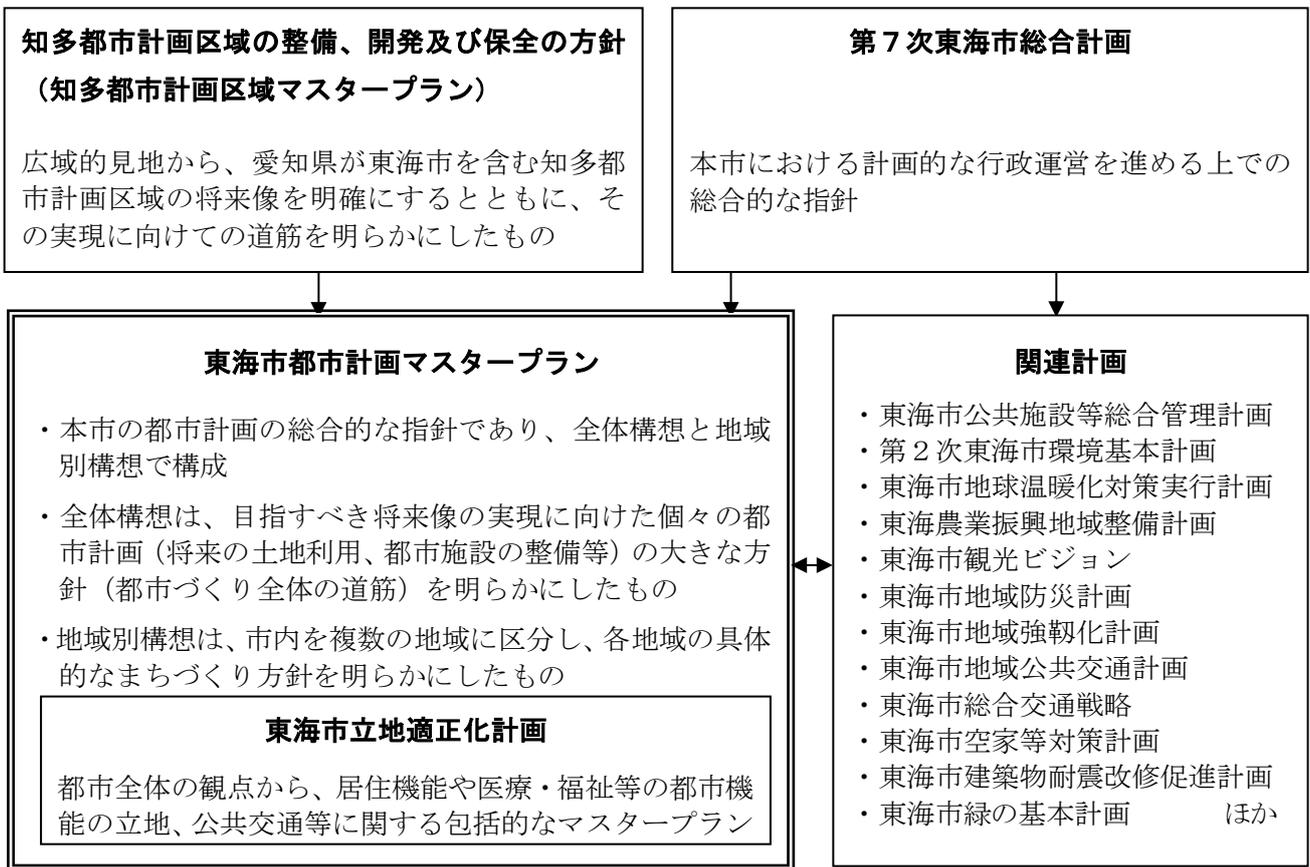
目標年度：令和 25 年度（2043 年度）

序 - 1 都市計画マスタープランの目的と役割

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。(都市計画運用指針)

序 - 2 法体系における位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。そして、東海市の総合的な指針である「東海市総合計画」と愛知県が広域的な見地から定める「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（知多都市計画区域マスタープラン）」に即して策定するものです。また、立地適正化計画が都市計画マスタープランの一部としてみなされており、連携を図り策定します。



序 - 3 計画年次・目標年次

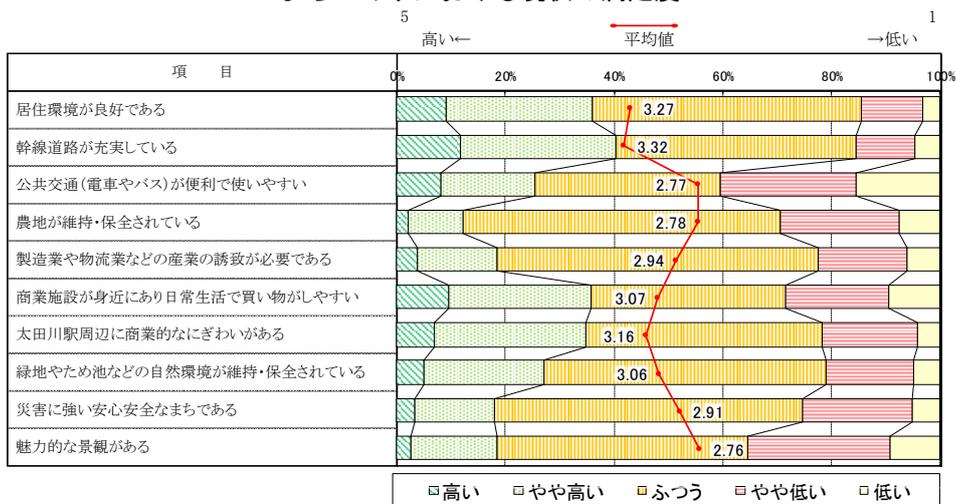
計画年次	令和15年度（2033年度）
目標年次	令和25年度（2043年度）

第1章:現況と課題

1-2 市民・事業者などの意向

<市民アンケート調査>

まちづくりにおける現状の満足度

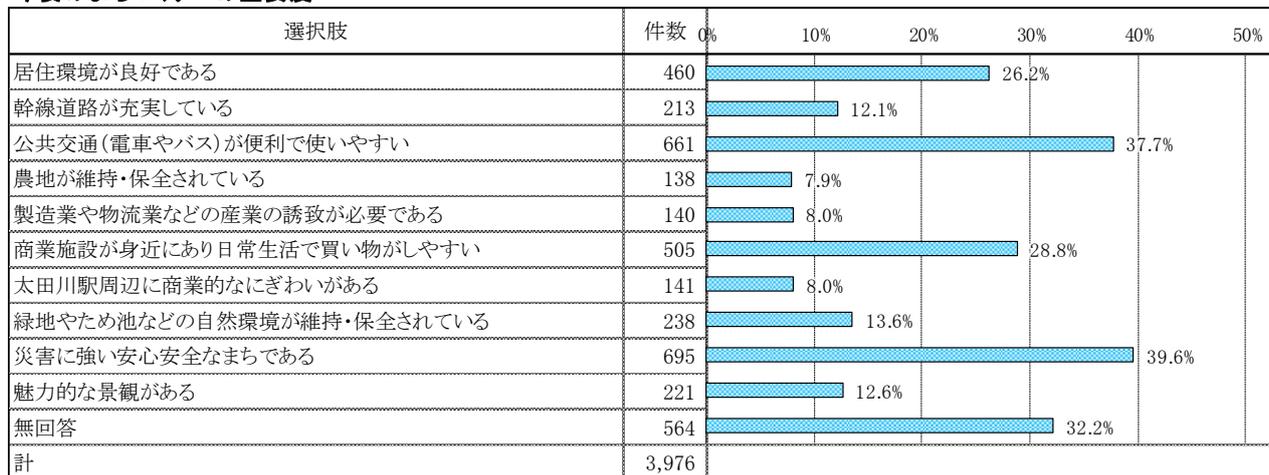


※平均値(高い…5、やや高い…4、ふつう…3、やや低い…2、低い…1)無回答は除く。

※折れ線は平均値。

今後のまちづくりへの重要度

今後のまちづくりへの重要度



集計母数1,754名

<企業アンケート調査>

増設・移転候補地



市民アンケート結果
満足度：平均値を4段階評価
重要度を5段階評価

都市づくりの基本的課題

住環境の充実

満足度	低●●●●高	① 都市基盤（道路網・駅前広場など）の整備が遅れているため、整備を進める必要があります。
重要度	低●●高	
満足度	低●●高	② 都市計画道路の歩道は整備されてきているが、エコプロムナード（※1）などの整備を進める必要があります。*1 花・水・緑の基幹軸
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●高	③ 既存の住宅地や新たな市街地において緑地の充実を図る必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●高	④ 加木屋中ノ池駅周辺において、引き続き商業施設や住宅地の整備を進める必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●高	⑤ 道路、橋りょうなどの都市施設の老朽化対策を進める必要があります。
重要度	低●●●高	
満足度	低●●●高	⑥ 既存の住宅地に狭あい道路が多いため空き家、空き地があり、対策を図る必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●高	⑦ 市街化区域内に田畑などの都市的低未利用地の活用を促す必要があります。
重要度	低●●高	
満足度	低●高	⑧ 新たな時代に対応した公共交通への新技術活用を検討する必要があります。
重要度	低●●●●高	

自然環境の保全・活用

満足度	低●●●高	⑨ 地球温暖化に対応するため、カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。
重要度	低●●高	
満足度	低●●高	⑩ 日常生活において水辺空間に親しめる場所を検討する必要があります。
重要度	低●●●●高	

安心・安全の確保

満足度	低●●高	⑪ 治水計画において河川の整備が遅れているため、整備を進める必要があります。
重要度	低●●●高	
満足度	低●●高	⑫ 市街化区域内で災害対策（高潮、浸水など）の基盤整備を進める必要があります。
重要度	低●●●高	
満足度	低●高	⑬ 緊急車両の通れない道路の解消を図る必要があります。
重要度	低●●●●高	

にぎわいづくり

満足度	低●●●高	⑭ 太田川駅周辺において広域的な交流をする施設の立地を促す必要があります。
重要度	低●高	
満足度	低●●●高	⑮ 買い物など日常生活に不便な地区があり、交通機能の充実を図る必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低 - 高	⑯ 市内の拠点となる地区に公共施設（市民館、敬老の家、児童館など）の集約を検討する必要があります。
重要度	低 - 高	

産業の活性化

満足度	低●●高	⑰ 渋滞による企業活動の影響が懸念されるため、対策を図る必要があります。
重要度	低●●●高	
満足度	低 - 高	⑱ 既存産業の用地が不足しているため、対策を検討する必要があります。
重要度	低 - 高	
満足度	低●●高	⑲ 広域交通体系を生かした土地利用を検討する必要があります。
重要度	低●高	
満足度	低●高	⑳ 地域資源を活用した魅力あるまちづくりやシティプロモーションを図る必要があります。
重要度	低●●高	

【共通課題】

SDGsへの貢献

協働・共創の取り組み

2 - 1 都市づくりの理念と目標

(1) 都市づくりの理念

ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい

(2) 都市づくりの目標

 住みやすく、住み続けられる都市づくり

 豊かな自然を身近に感じられる都市づくり

 災害に強い安心・安全な都市づくり

 多様な世代が交流しやすい、にぎわいある都市づくり

 持続的な経済の発展を支える都市づくり

目標を支える共通認識

 SDGsへの貢献

 協働・共創の取り組み

都市づくりの基本的課題

住環境の充実

- ① 都市基盤（道路網・駅前広場など）の整備が遅れているため、整備を進める必要があります。
- ② 都市計画道路の歩道は整備されてきているが、エコプロムナード^(※1)などの整備を進める必要があります。
※1 花・水・緑の基幹軸
- ③ 既存の住宅地や新たな市街地において緑地の充実を図る必要があります。
- ④ 加木屋中ノ池駅周辺において、引き続き商業施設や住宅地の整備を進める必要があります。
- ⑤ 道路、橋りょうなどの都市施設の老朽化対策を進める必要があります。
- ⑥ 既存の住宅地に狭あい道路が多いため空き家、空き地があり、対策を図る必要があります。
- ⑦ 市街化区域内に田畑などの都市的低未利用地の活用を促す必要があります。
- ⑧ 新たな時代に対応した公共交通への新技術活用を検討する必要があります。

自然環境の保全・活用

- ⑨ 地球温暖化に対応するため、カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。
- ⑩ 日常生活において水辺空間に親しめる場所を検討する必要があります。

安心・安全の確保

- ⑪ 治水計画において河川の整備が遅れているため、整備を進める必要があります。
- ⑫ 市街化区域内で災害対策（高潮、浸水など）の基盤整備を進める必要があります。
- ⑬ 緊急車両の通れない道路の解消を図る必要があります。

にぎわいづくり

- ⑭ 太田川駅周辺において広域的な交流をする施設の立地を促す必要があります。
- ⑮ 買い物など日常生活に不便な地区があり、交通機能の充実を図る必要があります。
- ⑯ 市内の拠点となる地区に公共施設（市民館、敬老の家、児童館など）の集約を検討する必要があります。

産業の活性化

- ⑰ 渋滞による企業活動の影響が懸念されるため、対策を図る必要があります。
- ⑱ 既存産業の用地が不足しているため、対策を検討する必要があります。
- ⑲ 広域交通体系を生かした土地利用を検討する必要があります。
- ⑳ 地域資源を活用したにぎわいづくりやシティプロモーションを図る必要があります。

都市づくりの目標

住みやすく、住み続けられる都市づくり



- ・バスなどの公共交通において都市基盤（道路網・駅前広場など）を整備・活用することにより最適なルートと定時性を確保し、利便性が高い公共交通を目指します。（課題①）
- ・自然を親しむエコプロムナードなどの歩行空間の整備や、街路樹や生垣など市街地の緑化の促進による魅力ある緑の創出によって、健康で快適な都市を目指します。（課題②③）
- ・加木屋中ノ池駅周辺の都市機能を充実させ、医職住の整った市街地の形成を目指します。（課題④）
- ・道路、橋りょうなどのインフラ施設の機能を適切に維持し、安全な都市施設を目指します。（課題⑤）
- ・空き家・空き地の原因となる狭あい道路の解消や、市街地内に残る空き地や資材置き場などの未利用地の宅地化による人口の定着により、住み続けられる都市を目指します。（課題⑥⑦）
- ・バスなどの公共交通における自動運転などの新技術活用の検討により、利便性の高い都市を目指します。（課題⑧）

豊かな自然を身近に感じられる都市づくり



- ・カーボンニュートラルを実現するため、二酸化炭素の吸収源対策として緩衝緑地や公園・農地・ため池などの維持・保全を目指します。（課題⑨）
- ・親水護岸の整備や水辺も含めた公園の整備など、河川や水辺空間を活用した自然を身近に感じられる都市を目指します。（課題⑩）

災害に強い安心・安全な都市づくり



- ・頻発・激甚化する自然災害に対して、被害を軽減するため、河川の適正な管理や未整備区間の整備を進め、水害に強い都市を目指します。（課題⑪）
- ・災害リスクに対する被害を軽減・防止するため、浸水対策事業や土地の嵩上げ、雨水排水施設の整備など基盤整備を推進し、水害に強い安心・安全な都市を目指します。（課題⑫）
- ・緊急車両の通行や災害活動に対する支障を解消するため、狭あい道路の解消を進め、災害に強い都市を目指します。（課題⑬）

多様な世代が交流しやすい、にぎわいある都市づくり



- ・太田川駅周辺の都市機能を充実させるため、太田川駅西地区ににぎわい施設を充実させ広域的な交流の場として魅力ある都市を目指します。（課題⑭）
- ・生活拠点への交通機能を充実させることや、市民館や敬老の家、児童館などの公共施設を再配置することで、日常生活に困ることなく交流やにぎわいの生まれる都市を目指します。（課題⑮⑯）

持続的な経済の発展を支える都市づくり



- ・産業の活力の維持・発展に対し、産業用地を確保しやすくすることや、渋滞対策・道路網の充実により持続的な発展を支える都市を目指します。（課題⑰⑱）
- ・広域交通体系のインパクトを生かした新たな産業用地を創出できる都市を目指します。（課題⑲）
- ・本市が有する歴史・文化資源を活用して、多くの人が訪れる魅力ある都市を目指します。（課題⑳）

2 - 2 将来都市構造

将来都市構造図（目標年次：令和25年度（2043年度））



(1) 将来人口の設定

計画年次(令和15年(2033年)) 総人口:116,000人 市街化区域人口:108,000人

※民間の宅地開発(加木屋町北社山)の増を見込む

目標年次(令和25年(2043年)) 総人口:120,000人 市街化区域人口:113,000人

※土地区画整理事業(太田川駅西地区、加木屋中部地区)、新市街地候補ゾーンなどの増を見込む

(2) 将来土地利用フレーム

① 住居系市街地

計画年次(令和15年(2033年)) 約4haを拡大

目標年次(令和25年(2043年)) 約74haを拡大

② 産業系(商業系・工業系)市街地

計画年次(令和15年(2033年)) 約80haを拡大

目標年次(令和25年(2043年)) 約150haを拡大

(3) 将来都市構造

① 拠点等

都市拠点・広域交流拠点

- ・多世代が暮らすことのできるまちづくりの展開や(都)西知多道路IC周辺という広域交通体系の利便性を生かす。
- ・産業、文化、教育、医療、福祉、オフィス、観光交流、ものづくり、宿泊などの多様な都市機能の集積・複合化により、にぎわいと広域的な交流を促進する拠点の形成を図るとともに、公共交通結節点としての機能強化を図る。

健康福祉拠点

- ・公共交通の利便性を生かした生活サービス施設の充実を図る。また、文化、スポーツ、レクリエーション、福祉などの多様な機能を有する拠点として機能の維持・強化を図る。

保健医療福祉拠点

- ・既存の医療・福祉機能に加えて、日常生活を支える商業施設などの生活サービス施設の誘導、公共交通の機能強化などにより、「医職住」が整った市街地の整備に向けた拠点の形成を図る。

行政拠点

- ・行政サービスや地域情報の発信地として、機能の維持・強化を図る。

スポーツ文化拠点

- ・スポーツ活動を支援する機能の充実により、交流・ふれあいを促進する。また、生涯学習活動や創造活動の発展と交流を促進する。

地域生活拠点

- ・各生活圏の拠点を形成するエリアとして、バスなどの公共交通との連携の維持・強化を図る。

交通拠点

- ・高齢者をはじめ、だれもが快適に移動できる交通環境の整備を図るとともに、公共交通の利便性を生かした居住の誘導や商業施設などの生活サービス施設の維持・充実を図る。

生活圏

- ・各圏域の商業施設を維持するため、各地域の人口密度を維持する。

② 土地利用の構成(ゾーニング)

居住ゾーン

- ・住居系土地利用を主体とした地域特性を踏まえた土地利用を展開し、市民の快適な暮らしを支える良好な居住環境を創出する。

- ・南海トラフ地震やそれに伴う津波などに対するハード面・ソフト面での対策により、安心・安全で心地よく暮らせる居住環境の形成を図る。

産業ゾーン

- ・名古屋港臨海部における物流・工業集積地の一翼を担うゾーンとして、また、本市の基幹産業である鉄鋼業の大企業が集積する地区として、現土地利用・現有機能を維持する。
- ・(都)伊勢湾岸道路のIC周辺は、本市の持続的発展に向けて新たな業種の産業の立地を誘導する地区として今後の土地利用を検討する。

緩衝ゾーン

- ・良好な操業環境と快適な居住環境の双方を確保する重要な機能を果たすゾーンとして、その保全及び整備を図る。

農業緑地ゾーン

- ・山林や農地は、自然環境や都市景観に加え防災上非常に重要な機能を担うことから、その保全・活用を図る。
- ・農業緑地ゾーンに点在する既存集落地は、現在の土地利用を維持するとともに、自然環境と調和しつつ居住環境の向上を図る。

新市街地候補ゾーン<住居系>

- ・鉄道駅の周辺という立地特性を踏まえ、土地利用や都市基盤の整備方針の熟度に応じて新たな居住や生活サービス施設、交流施設などの立地を誘導し、計画的に住居系の市街地を形成するために市街化区域への編入を図る。
- ・ゾーンの範囲のほか、将来土地利用フレームで定めた住居系市街地の拡大が必要な面積の範囲内で鉄道駅周辺や市街化区域に隣接した区域も候補とする。

新市街地候補ゾーン<産業系>

- ・広域交通体系の利便性を生かし、土地利用や都市基盤の整備方針の熟度に応じて新たな産業の立地を誘導し、計画的に産業系の市街地を形成するために市街化区域への編入を図る。
- ・産業系の新市街地候補ゾーンの一部は、緩衝ゾーンとしての役割もあることから、(都)西知多道路IC周辺における市街地形成に当たっては一定水準の緑地を確保するなどにより緩衝機能の確保に努める。
- ・ゾーンの範囲のほか、将来土地利用フレームで定めた産業系市街地の拡大が必要な面積の範囲内でIC周辺や幹線道路の沿線も候補とする。

③ 交通体系の骨格

公共交通基幹軸 (鉄道・駅) (バス路線)

- ・主要な鉄道駅における駅前広場の整備や乗り継ぎ利便性の向上などの公共交通結節機能の強化・充実を図るとともに、公共交通による各拠点間のネットワークの強化を図る。
- ・保健医療福祉拠点周辺においては、公立西知多総合病院を核として広範囲からの多様な世代のアクセス性を強化するため、加木屋中ノ池駅の整備を推進する。

道路交通軸<広域道路軸>

- ・高規格道路である(都)西知多道路については、地域の交通渋滞の緩和、災害時の輸送路確保、空港アクセスの充実などの観点から、本市のみならず、広域的な交通需要への対応を図る。

道路交通軸<幹線道路軸>

- ・本市の骨格を形成し、人や物の円滑な移動を支えるとともに災害時における避難・輸送機能を確保する道路網としてネットワークの形成を図る。
- ・広域的な幹線道路として緊急輸送道路となり得る路線、渋滞解消のために4車線化が必要な路線及び都市拠点・広域交流拠点へのアクセス性向上に資する東西方向の幹線道路軸の整備を図る。

2 - 3 都市整備の方針

(1) 土地利用方針

① 市街化区域

■□□□

土地区画整理事業などにより、計画的に整備された地区、住宅団地として開発された地区などの低層住宅が主体となっている住宅地では、今後も良好な居住環境の維持・保全を図ります。

■□□□

古くからの既成市街地や幹線道路の沿道を中心に形成された住宅地では、現在の居住環境を維持しつつ、今後も当該地区及びその周辺住民の暮らしやすい生活環境を確保します。

■□□■

太田川駅西地区では、住居のほか、高次都市機能を誘導するとともに、交流人口の拡大や産業の発展に向けた施設を誘導します。また、都市の魅力を高めるため、観光施設、宿泊施設とホール等の複合施設、教育文化施設の立地誘導を図ります。

■□□□

保健医療福祉拠点に位置する加木屋中部土地区画整理事業を推進し、公立西知多総合病院や加木屋中ノ池駅の利便性を生かした良好な居住環境を形成します。

■□□■

太田川駅周辺などの利便性の高い地区では、テレワークなど働き方の多様化に対応するため、シェアオフィスやコワーキングスペースの整備の支援を検討します。

■□□■

鉄道駅周辺における交通拠点（鉄道）では、公共交通の利便性を生かし、都市拠点を補完する拠点として利便性を高めます。

□□□■

大規模工場が立地する臨海部や（都）西知多道路沿道の工場の集積地については、今後も工場などの操業環境の維持・保全を図り、良好な工業地区としての土地利用を維持します。

□□□■

名和駅西地区については、土地区画整理事業を実施し、民間活力を活用した産業機能の立地誘導による産業や物流の集積を図る市街地の形成を促進します。

② 市街化調整区域

□□□■

土地改良事業を行った地区をはじめとした面的にまとまった一団の農地については、グリーンインフラとして環境対策や防災対策などの多面的な機能を持つことから、維持・保全を図ります。そのほかの農地についても、無秩序な開発の抑制に努めます。

【新市街地候補地区】

<住居系>

■□□■

（都）大田朝倉線の東側の天宝地区（太田川駅南西部）は、太田川駅への近接性を生かした都市活力、にぎわい向上に向けた住居系市街地の形成を検討します。

■□□□

養父高地区（高横須賀町南部）、（都）大田朝倉線の東側の養父新田地区（養父町西部）及び養父町竹ヶ谷などにおいては、鉄道駅の利便性を生かし、子育て世代の定住を目指すとともに、カーボンニュートラルの実現に向けて、計画的な都市基盤の整備を前提とした住居系市街地の形成を検討します。

■□□□

新市街地の整備については、低層住宅による良好な住環境が図られるように努めます。

<産業系>

■□□■

（都）大田朝倉線の西側の川北地区（太田川駅北西部）、天宝地区（太田川駅南西部）及び養父新田地区（養父町西部）は、（都）西知多道路による広域アクセス性を生かし、計画的な産業系市街地の形成を検討します。この際、臨海部の工業地区と内陸部の専用住宅地区、一般住宅地区などに挟まれる緩衝ゾーンとしての役割も踏まえた緑を確保します。

□□□□■

(都)伊勢湾岸道路大府 I C 周辺では、広域交通体系の利便性を生かし、次世代産業などの新たな産業の立地促進に向けた土地利用を推進します。

□□□□■

住居系の市街化区域と隣接して産業系の開発行為をする場合は、緑地の充実を図るなど、騒音や振動及び日影に対して一層の配慮を求めます。

(2) 都市施設の整備方針

① 交通施設等の整備方針

ア 鉄道及び交通結節点

□□□□□

自家用車に過度に頼らないで暮らせる都市づくりに向けて、公共交通を中心とした交通体系を形成し、各交通手段の連携強化や交通結節点の機能強化を図ります。

□□□□□

尾張横須賀駅西側や南加木屋駅などにおける駅前広場の整備を進め、交通拠点としての利便性の向上を図るとともに、加木屋中ノ池駅については、駅前広場の整備に合わせ、サイクルアンドライドへの対応やバス停の設置を図ります。

□□□■□

鉄道駅周辺においては、多様な世代の利用や観光客の移動を支える公共交通の充実を図るため、グリーンスローモビリティの導入、自動運転などの新技術やデマンド交通などの新たな取り組みを検討します。

イ バス網

□□□□□

路線バス（知多バス上野台線、横須賀線）については、本市と大府市とを結ぶ東西方向の公共交通基幹軸として路線の維持を図ります。また、交通結節点における鉄道やコミュニティバス「らんらんバス（東海市循環バス）」との連携強化を図ります。

□□□□□

バス停の待合環境改善を進め、バス利用者の利便性向上を図ります。

ウ タクシー

□□□□□

時間帯、ドアツードアなど、利用者ニーズに対応したきめ細やかで多様なサービスを提供することが可能な、タクシーの利用促進を図ります。

エ 幹線街路・道路

□□■□■

本市の交通現況などの観点から、都市計画道路の整備を促進します。また、市内の交通混雑を解消するために、(都)養父森岡線の整備などを進めるとともに、県と連携して(都)瀬戸大府東海線などの4車線化整備を進めます。

オ 生活道路

□□■□□

古くからの既成市街地にみられる狭あい道路や行き止まり道路は、地域の同意や気運の高まりを踏まえて進めます。

キ 歩行者・自転車ネットワーク

□■□■□

都市拠点・広域交流拠点とスポーツ文化拠点のそれぞれの地域特性を生かした都市空間を整備するとともに、これらを結ぶ魅力的な歩行空間や自転車通行空間を整備することで、歩行者の利便性とまちの回遊性の向上を図ります。

□□□■□

エコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）と連携して、都市拠点・広域交流拠点や自転車の利用拠点となる主要な施設などを結ぶ歩行者・自転車ネットワークの整備を進め、連続的にネットワーク化された歩行者・自転車通行空間の形成を図ります。

ク 多様な交通手段の活用

□□□□□

環境や健康を配慮して多様な交通手段を適切に選択する意識の向上を図るため、モビリティ・マネジメントの実施について検討します。また、公共交通の利用促進や高齢者の移動を支援するため自動運転やデマンド交通の導入など新たな取り組みを検討します。

② 公園・緑地の整備方針

ア 確保目標

都市公園等として整備すべき緑地の目標水準については、下表に示す目標量の確保に努めます。

表 公園や緑地の整備目標

	現状 (平成28年度 (2016年度))	目標 (令和8年度 (2026年度))
市民1人当たりの都市公園面積	10.6㎡/人	10.6㎡/人以上
都市公園および公共施設緑地	297.8ha	319.0ha以上

イ 都市公園等



都市公園等については、市民ニーズや地域の状況変化などに柔軟に対応するため、今後新たに整備する場合や既存の公園をリニューアルする際には、できるだけ市民参画の手法を用いながら、インクルーシブ遊具の導入などにより、ユニバーサルデザインの考え方のもとだれもが利用しやすい施設整備に努めます。



大池公園、緑陽公園においては、自然とふれあうことができる大規模な都市公園として、レクリエーション活動が行える場の提供を進めるとともに、災害時のオープンスペースの確保のため、広域的な救援活動や復旧活動などの防災機能を有する整備の推進に努めます。



(都)西知多道路沿道は、(都)西知多道路の整備状況や周辺の土地利用状況を見据えながら、整備済みの東海緑地から養父新田緑地へとつながる連続性のある緩衝緑地の整備を推進します。



カーボンニュートラルを実現するため、樹木の高齢化による二酸化炭素吸収量減少傾向にある既存の緩衝緑地や都市緑地については、成長(吸収)が旺盛な若い森林への更新を推進し、適正な樹林地管理や間伐、再造林等を実施します。

ウ 民有緑地



市内に残された良好な自然環境を次世代に引き継ぐとともに、民有地の緑化を促進するため、「保全地区・保存樹木の指定」などの取り組みにより、一層の緑地の充実を図ります。また、カーボンニュートラルの実現に向けて、市民や事業所等の積極的な参画による緑の保全・創出に向けた仕組みづくりを検討します。

エ 緑のネットワークづくり



本市の土地利用構想における、緩衝緑地ゾーン、居住ゾーン、農業緑地ゾーンそれぞれを南北の緑の軸とし、この3本の軸をつなぐ東西の軸として、大田川、渡内川、中川を軸としたエコプロムナード(花・水・緑の基幹軸)や幹線道路などを活用した緑のネットワークを形成し、既存の緑の保全や新たな緑の創出を図ります。



利用者が訪れやすく、親しみやすい環境づくりのため、コミュニティを始めとした団体による、にぎわいの創出や地域の活性化を図るなど、公園緑地等の魅力が向上する取り組みを支援します。

③ 上下水道・河川の整備方針

ア 上水道



大規模地震が発生した場合に備えて、避難拠点となる重要給水施設(医療施設・避難所等)への配水を確保するため、配水池から重要給水施設に至る最も効率的に配水できる経路を優先して耐震化整備を進めます。また、水道事故の発生を防ぐために、計画的に老朽管路の更新等も進めます。

イ 下水道



防災上の観点から、市民が安心して暮せるよう雨水処理施設の整備を進めるとともに、市民の快適な暮らしを支える下水道施設(污水管、浄化センター)の整備と水洗化を進めます。また、既に整備が完了している管渠や処理場などの下水道施設については、適切な維持管理を図ります。

ウ 河川

□□□□

大田川や信濃川を始めとする二級河川や準用河川などは、浸水被害を防止するなど、防災上の観点から、県と連携を取りながら必要な箇所について改修や整備が推進されるように努めます。また、100mm/h安心プランとして国の登録を受けた「東海市大田川流域における浸水対策推進プラン」に基づき、河川改修や河川監視カメラ・サイレンの設置などの浸水対策を進めます。

(3) 自然環境の保全・活用の方針

① 山林と丘陵部の緑地の保全・活用

□□□□

市域東部の丘陵部に広がる農地は、農業振興地域の整備に関する法律などに基づき、その保全に努めます。

□□□□

市域南部の加木屋緑地は、多様な世代の人たち、特に次代を担う子どもたちが自然とのふれあいや多様な生物が息できる場として保全・活用を図ります。

② ため池の保全・活用

□□□□

ため池については、市民が水・緑と親しむことのできる憩いとやすらぎの場となるとともに、周辺整備を含めた保全・活用方策やため池を活用した浸水対策の強化について検討を進めます。

(4) 都市環境及び都市景観形成の方針

① 都市環境形成

□□□□

2050年を目途に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指し、地球温暖化対策を推進し、良好な都市環境の形成を推進します。また、市民、事業者、行政が一体となって様々な取り組みを推進します。

② 都市景観形成

□□□□

まちなかの快適な通行空間と利用空間を確保するため、新たに整備する都市計画道路や無電柱化推進計画に位置付けられた道路の無電柱化を実施し、景観の質的向上に努めるとともに、横須賀地区などの市内に残る歴史文化資源を活用し、本市ならではの美しさや魅力を感じるような景観づくりを図ります。

(5) 都市防災対策の方針

① 風水害等災害対策

ア 水害予防対策

c 河川防災対策

□□□□

平常から河川を巡視するとともに、監視カメラや水位計を活用し、河川状況の把握や市民が速やかに避難できる対策を行い、被害を未然に防止します。また、草刈や浚渫などの定期的な維持管理と護岸施設の点検を実施し、防災・減災対策を進めます。県と連携を取りながら水系一貫した改修や維持修繕が推進されるように努めます。

f 新たな市街地の形成に係る防災対策

□□□□

新たな市街地（太田川駅西地区、加木屋中部地区、名和駅西地区）の整備を行うに当たっては、地形特性や想定浸水深などを考慮し、土地の嵩上げや海岸堤防の改良、適正な公園・緑地の配置などにより、災害に強い土地利用・施設整備を図ります。

イ 都市防災対策

a 都市計画

□□□□

土地区画整理事業の実施にあわせて、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図ります。街路については、消火救護活動及び緊急輸送などとして重要な施設となることから、幅員、構造などは防災の目的に配慮して計画します。公園、緑地、広場などは、避難場所などとなるため、都市防災の観点から適正な規模及び配置に注意し、拡充整備を図ります。

e 都市排水対策

□□□□

市街地の浸水解消を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業などの排水施設整備事業を推進します。

② 地震津波災害対策

ア 建築物等の安全化

a 建築物の耐震推進

□□□□

地震発生により避難所となる施設をはじめ建築物の耐震改修の促進に関する法律の対象となる特定既存耐震不適格建築物などについて、耐震性の向上に努めます。なお、一般建築物の耐震性を促進するため、耐震相談の充実に努めます。

イ 津波予防対策

b 津波防災事業の推進

□□□□

津波による浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

ウ 都市防災対策

a 都市計画

□□□□

土地区画整理事業の実施にあわせて、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実に努めます。街路については、消火救護活動及び緊急輸送などとして重要な施設となることから、幅員、構造などは防災の目的に配慮して計画します。公園、緑地、広場などは、避難場所などとなるため、都市防災の観点から適正な規模及び配置に注意し、拡充整備を図ります。また、被災前の日ごろから市街地復興のための事前準備（事前復興計画）や地籍調査を進めます。

f 新たな市街地の形成に係る防災対策

□□□□

新たな市街地（太田川駅西地区、加木屋中部地区、名和駅西地区）の整備を行うに当たっては、地形特性や想定浸水深などを考慮し、土地の嵩上げや海岸堤防の改良、適正な公園・緑地の配置などにより、災害に強い土地利用・施設整備を図ります。

(6) 住宅・宅地の供給に関する方針

① 住宅・宅地の供給

子育て世代の満足度向上と定住化促進、高齢者の住み替え促進等により、全ての世代が安心安全で快適に暮らせるよう、各分野との連携や支援策等を活用しながら、住宅・宅地の供給促進のための施策を実施していきます。

ア 持家を取得しやすい環境整備

□□□□

市街化区域の土地の有効活用により、良質な宅地供給と公共空間の整備を推進し、若年層でも持家が早期に取得しやすい環境をつくり出します。

② 空家等対策

安心安全な住まい・まちづくりの実現に向け、今後も増加が予想される空家等に適切に対応します。

ウ 利活用を促進する対策

□□□□

空家等の利活用として、空家バンクの開設などによる空家等の活用促進、流通促進について検討し、住宅ストック全体の質の向上と良好な住環境の形成を図ります。

エ 除却・跡地利用を促進する対策

□□□□

空家等の除却を促すことで、空家問題の解消を図ります。また、除却後の跡地が放置されないよう、跡地の利用を併せて促します。

第3章：地域別構想

3 - 1 地域別構想の目的

地域別構想は、全体構想の都市づくりの理念や目標、将来都市構造、都市整備の方針を受け、各地域の課題を踏まえたうえで、各地域の将来目標、それを実現するためのまちづくりの方針を定めるものです。

地域別構想を策定するにあたっては、地域別説明会の実施やホームページで意見を聴取し、地域の皆さんの意見を踏まえ、各地域のまちづくりの方針を定めました。

3 - 2 地域区分

(1) 地域区分の考え方

地域別構想の地域区分については、コミュニティ単位を基本としつつ、臨海部の産業の集積という本市の特徴や内陸部の生活圏を考慮して設定します。

(2) 地域区分の設定



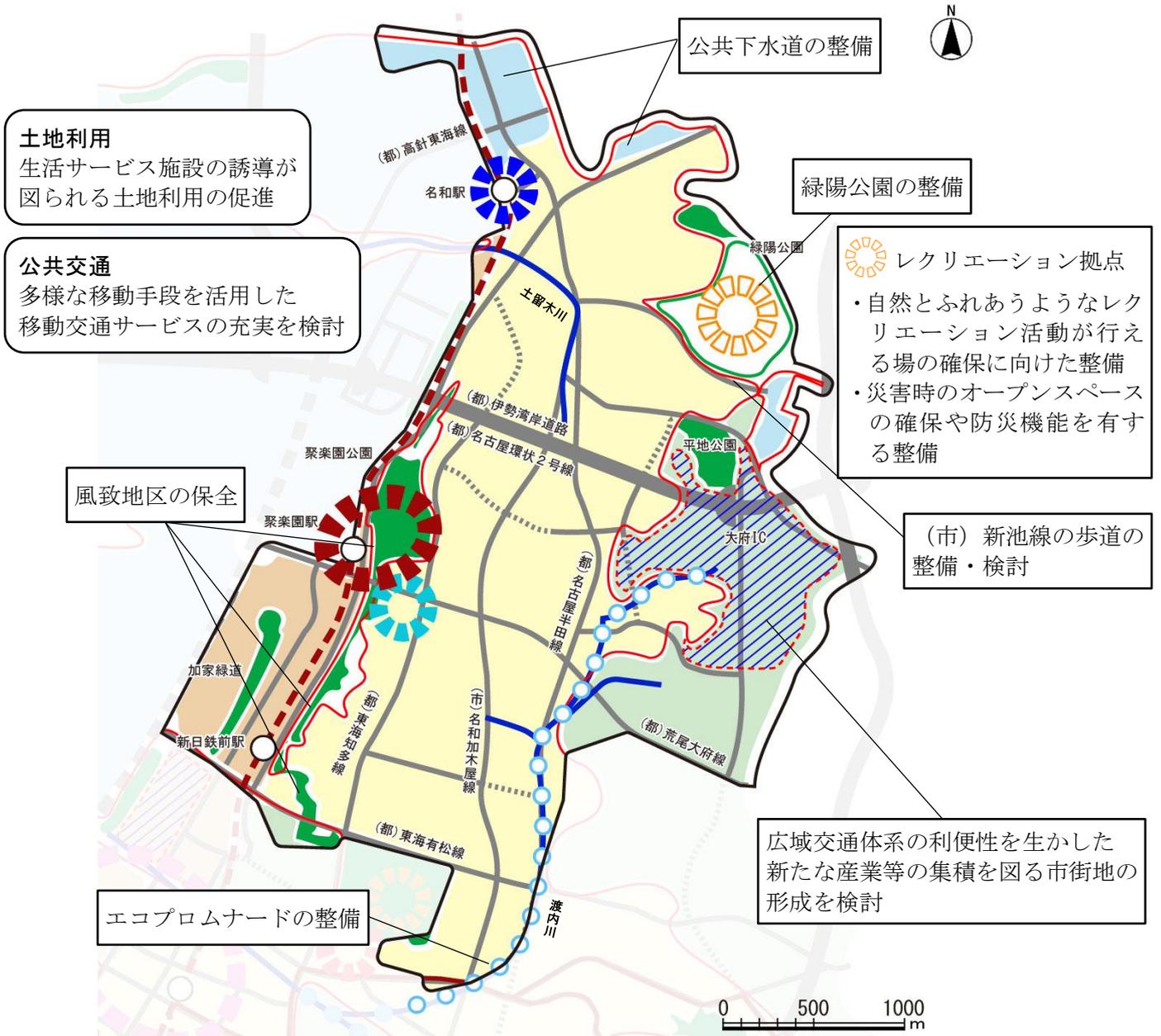
3 - 3 地域別の都市づくり

北部地域（緑陽/名和/渡内/平洲）

① 将来目標

安心安全で暮らしやすい生活圏の形成と緑陽公園や聚楽園公園などの豊かな自然や産業活力に満ちたまち

② まちづくり方針図



凡 例

	市街化区域界		鉄道・駅		都市拠点・広域交流拠点
	居住ゾーン		バス路線		健康福祉拠点
	産業ゾーン		高速道路・自動車専用道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)		保健医療福祉拠点
	新市街地候補ゾーン(住居系)		幹線道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)		行政拠点
	新市街地候補ゾーン(産業系)		エコプロムナード(花・水・緑の基幹軸)(白抜きは未整備)		スポーツ文化拠点
	緩衝ゾーン		河川		地域生活拠点(白抜きは構想)
	農業緑地ゾーン				交通拠点
	主要な公園・緑地(白抜きは未整備)				レクリエーション拠点(白抜きは構想)
					自然環境再生拠点
					健康増進拠点

③ 土地利用

ア 市街化区域

a 専用住宅地区

- ・荒尾住宅、富貴ノ台は低層住宅、荒尾第二地区計画区域の住居地区は高度地区による低層住宅、地域の東側や名和小学校・上野中学校周辺、市営勝山住宅周辺、平洲小学校・平洲中学校周辺は低層住宅のなかに中高層住宅の立地する専用住宅としての土地利用により、良好な居住環境を維持します。

b 一般住宅地区

- ・専用住宅地区、住商複合地区及び商業業務地区を除く居住ゾーンは、住宅を主体としながら、店舗などの生活サービス施設や事務所なども立地する現在の土地利用を維持します。

c 商業業務地区

- ・名和駅周辺（東側）、（都）荒尾大府線と（都）東海知多線の交差点、（都）名古屋半田線と（都）東海有松線の交差点、（市）名和加木屋線の（都）荒尾大府線の南側は、交通体系の特徴を生かして、主に商業施設などが立地する現在の土地利用を維持し、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設の誘導が図られる土地利用を促進します。

d 住商複合地区

- ・（都）名古屋半田線沿道、（都）名古屋半田線沿道と（都）荒尾大府線との交差点周辺は、周辺の居住環境に配慮し、商業施設と住宅の共存を図りながら、交通体系の特徴を生かして、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設や沿道サービス施設などの誘導が図られる土地利用を促進します。

e 住工複合地区

- ・名和町背戸田付近、国道247号沿道は、主に小規模な工場や住宅などが立地する現在の土地利用を維持します。
- ・新日鉄前駅周辺は、工場敷地内の緑化の促進や歩行空間の整備などにより、快適な居住環境と良好な操業環境を両立させ、小規模な工場などと住宅の共存を図ります。

f 工業地区

- ・名和共和地区は、広域交通体系を生かし、産業・物流施設の立地誘導を図り、地区計画により緑化の促進や歩行空間の整備を図ります。
- ・中新田地区は、主に工場などが立地する現在の土地利用を維持しつつ、地区計画の活用により住宅との混在を防止して秩序ある市街地の形成を図ります。

イ 市街化調整区域

- ・地域北東部は、都市計画公園（緑陽公園）区域であることから、都市計画公園としての土地利用を維持します。
- ・無秩序な開発を抑制することで、山林や農地をはじめとする現在の自然的土地利用の保全を図ります。
- ・既存住宅地（集落地）は、居住環境を保全することで地域での暮らしやすさを維持し、集落地としての現在の土地利用を維持します。

- ・（都）伊勢湾岸道路大府IC周辺は、広域交通体系の利便性を生かした新たな産業や物流、研究開発施設などの集積を図る市街地の形成に向けて、地権者意向、周辺の自然環境や隣接する住居専用地域の居住環境への配慮などを踏まえながら、今後の土地利用の方向性を検討します。

④ 都市施設

ア 交通施設等

a 道路

・通学路の歩行空間の確保のため、（市）新池線は緑陽公園の整備とあわせ、歩道の整備・検討を進めます。

・緑陽公園へのアクセス道路の整備を検討します。

・渡内川・中川を軸としたエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）については、桜並木や親水空間などの整備を図るとともに、花と緑豊かで市民の健康づくりに寄与する歩行者・自転車道の整備を進めます。

・通学路や生活道路は、歩行者・自転車が安全に通行できるよう交通安全施設の整備を図るとともに、既存道路の改修などを順次進めます。

・古くからの既存市街地では、狭あい道路の拡幅整備を進めます。

b 公共交通

・買い物等の生活に必要な移動の充実を図るため、多様な移動手段を活用した移動交通サービスの充実を検討します。

イ 公園・緑地

・レクリエーション拠点として位置付けられる緑陽公園については、緑豊かな里山を保全し、自然とふれあうようなレクリエーション活動が行える場の確保に向けた整備や、災害時のオープンスペースの確保及び防災機能を有する整備を進めます。

・カブト山史跡公園の整備を検討します。

・平地公園及び聚楽園公園の未供用となっている区域の整備を進めます。

・聚楽園公園から加家公園にかけての緩衝緑地については、大きくなりすぎた樹木の伐採や間伐を行うことによって、新たな樹木の成長を促し、緑を充実させます。また、管理用通路の整備等、適正な緑地の維持管理に努めます。

ウ 上下水道・河川

a 上水道

・重要給水施設に至る水道管の耐震化整備を進めます。

b 下水道

・公共下水道（汚水・雨水）の未整備区域では、下水道施設の整備を進めます。

c 河川

・浸水軽減を図るため、天白川の河川改修を県と連携して進めます。

・富木島町の木庭交差点北付近を始めとする地区で浸水軽減を図るため、大田川の河川改修を県と連携して進めます。

⑤ 地域環境・景観

・聚楽園公園北側の緑地及び聚楽園公園から大窪公園にかけての緑地（第1号東海緑地）は、風致地区としてその保全を図ります。

・地域東部の山林や農地などは、今後、計画的な市街地の形成を図る地区との調整を図りながら、東海市緑化及び花いっぱい推進条例や農業振興地域の整備に関する法律などに基づき、その保全を図ります。

⑥ 都市防災

・名和町龍ノ脇地区を始めとする地区の浸水軽減を図るため、ため池を活用した、浸水対策を検討します。

- ・防災重点農業用ため池に指定された奥山池の豪雨対策を国が定める防災工事等基本指針に基づき、県と連携して進めます。
- ・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区は、県と連携をとりながら、治山事業や急傾斜地崩壊防止事業などの推進により被害防止に努めます。
- ・無電柱化により、（都）東海有松線（（都）西知多道路加家 I C～（都）東海知多線）の防災・減災対策を進めます。

⑦ その他

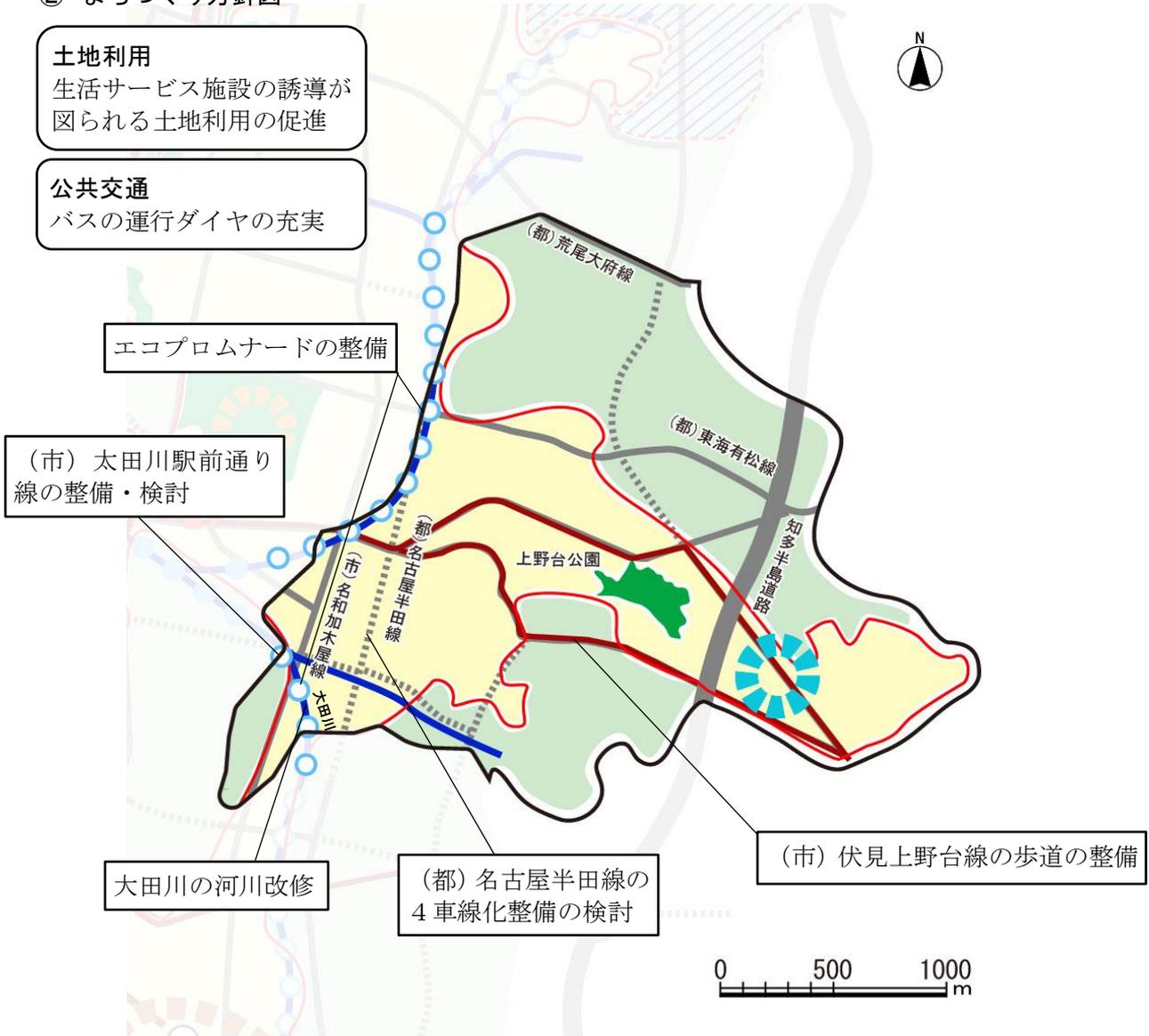
- ・市営勝山住宅は、住宅セーフティネットとしての公営住宅の観点から、的確な維持管理に努め、施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕を進めます

東部地域（明倫/富木島/船島）

① 将来目標

バスなどの移動しやすい交通環境の充実による便利で快適に暮らせる生活圏の形成と上野台公園などの豊かな自然に親しむ安心安全なまち

② まちづくり方針図



凡 例

	市街化区域界		鉄道・駅		都市拠点・広域交流拠点
	居住ゾーン		バス路線		健康福祉拠点
	産業ゾーン		高速道路・自動車専用道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)		保健医療福祉拠点
	新市街地候補ゾーン(住居系)		幹線道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)		行政拠点
	新市街地候補ゾーン(産業系)		エコプロムナード(花・水・緑の基幹軸)(白抜きは未整備)		スポーツ文化拠点
	緩衝ゾーン		河川		地域生活拠点(白抜きは構想)
	農業緑地ゾーン				交通拠点
	主要な公園・緑地(白抜きは未整備)				レクリエーション拠点(白抜きは構想)
					自然環境再生拠点
					健康増進拠点

③ 土地利用

ア 市街化区域

a 専用住宅地区

- ・（都）名古屋半田線より東側では主に低層住宅のなかに中高層住宅の立地する専用住宅としての土地利用により、良好な居住環境を維持します。

b 一般住宅地区

- ・専用住宅地区、住商複合地区及び商業業務地区を除く居住ゾーンは、住宅を主体としながら、店舗などの生活サービス施設や事務所なども立地する現在の土地利用を維持します。

c 商業業務地区

- ・（都）名古屋半田線沿道は、交通体系の特徴を生かして、主に商業施設などが立地する現在の土地利用を維持し、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設の誘導が図られる土地利用を促進します。

d 住商複合地区

- ・（市）名和加木屋線沿道は、周辺の居住環境に配慮し、商業施設と住宅の共存を図りながら、交通体系の特徴を生かして、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設や沿道サービス施設などの誘導が図られる土地利用を促進します。

イ 市街化調整区域

- ・企業団地（社宅）は、企業や民間事業者側の土地活用の意向や建替え動向などを見据えながら調整を図り、周辺の低層住宅との調和に配慮した土地利用ができるよう適切な誘導に努めます。
- ・無秩序な開発を抑制することで、山林や農地をはじめとする現在の自然的土地利用の保全を図ります。
- ・既存住宅地（集落地）は、居住環境を保全することで地域での暮らしやすさを維持し、集落地としての現在の土地利用を維持します。

④ 都市施設

ア 交通施設等

a 道路

- ・（都）名古屋半田線の4車線化の整備に向けた検討を県と連携して進めます。
- ・通学路の歩行空間の確保のため、（市）伏見上野台線（南太子交差点～東海橋）は、歩道の整備を進めます。
- ・（市）太田川駅前通り線の東側への延伸区間（（都）東海知多線～（市）名和加木屋線）の整備を進めます。
- ・（市）太田川駅前通り線の東側への延伸区間（（市）名和加木屋線～（都）名古屋半田線）の整備に向けた検討を進めます。
- ・大田川・渡内川を軸としたエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）については、桜並木や親水空間などの整備を図るとともに、花と緑豊かで市民の健康づくりに寄与する歩行者・自転車道の整備を進めます。

- ・通学路や生活道路は、歩行者・自転車が安全に通行できるよう交通安全施設の整備を図るとともに、既存道路の改修などを順次進めます。

- ・古くからの既成市街地では、狭あい道路の拡幅整備を進めます。

b 公共交通

- ・バスが地域間の移動を担っているため、需要が多い時間帯の運行ダイヤ充実を促します。

イ 公園・緑地

- ・上野台公園は、住居地域の中で自然とふれあいながら活動が行える公園であることから、魅力あふれる公園としてリニューアルを進めます。

ウ 上下水道・河川

a 上水道

- ・重要給水施設に至る水道管の耐震化整備を進めます。

b 下水道

- ・伏見ポンプ場（雨水）の再構築及び耐震化工事を進めます。

c 河川

- ・富木島町伏見地区を始めとする地区の浸水軽減を図るため、大田川の河川改修を県と連携して進めます。

⑤ 地域環境・景観

- ・地域東部の山林や農地、南部の農地などは、東海市緑化及び花いっぱい推進条例や農業振興地域の整備に関する法律などに基づき、その保全を図ります。

⑥ 都市防災

- ・防災重点農業用ため池に指定された富木島大池は、国が定める防災工事等基本指針に基づき、県と連携して定期的に点検を行い、被害を未然に防止します。
- ・ため池を活用した、浸水対策を検討します。
- ・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域は、県と連携をとりながら、治山事業や急傾斜地崩壊防止事業などの推進により被害防止に努めます。

⑦ その他

- ・市営明倫住宅及び市営小池住宅は、耐用年数を迎えているため、住宅セーフティネットとしての公営住宅の観点から、一定の利便性が確保された敷地への移設による建替えを進めます。

③ 土地利用

ア 市街化区域

a 専用住宅地区

- ・中ノ池周辺は低層住宅、(都)大田富木島線の南側、太田川駅南東部、横須賀小学校周辺及び横須賀中学校周辺は低層住宅のなかに中高層住宅の立地する専用住宅としての土地利用により、良好な居住環境を維持します。

b 一般住宅地区

- ・専用住宅地区、住商複合地区及び商業業務地区を除く居住ゾーンは、住宅を主体としながら、店舗などの生活サービス施設や事務所なども立地する現在の土地利用を維持します。

c 商業業務地区

- ・太田川駅周辺は、都市拠点・広域交流拠点として、産業、文化、教育、医療、福祉、オフィス、観光交流、ものづくり、宿泊などの多様な都市機能の集積・複合化を図ります。
- ・尾張横須賀駅周辺及び高横須賀駅周辺は、交通体系の特徴を生かして、主に商業施設などが立地する現在の土地利用を維持し、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設の誘導が図られる土地利用を促進します。

d 住商複合地区

- ・(都)大田富木島線沿道は、周辺の居住環境に配慮し、商業施設と住宅の共存を図りながら、交通体系の特徴を生かして、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設や沿道サービス施設などの誘導が図られる土地利用を促進します。

e 住工複合地区

- ・市民体育館周辺をはじめとする準工業地域は、主に小規模な工場や住宅などが立地する現在の土地利用を維持します。
- ・(都)瀬戸大府東海線沿道及び国道247号(一部)沿道は、大規模集客施設の立地を抑制できるように、また、住宅を主体とした土地利用が進む本地域南部の準工業地域は、地権者意向などを踏まえながら、今後の土地利用の方向性について検討を進めます。

f 工業地区

- ・元浜公園周辺は、主に工場などが立地する現在の土地利用を維持します。

イ 市街化調整区域

- ・無秩序な開発を抑制することで、山林や農地をはじめとする現在の自然的土地利用の保全を図ります。
- ・既存住宅地(集落地)は、居住環境を保全することで地域での暮らしやすさを維持し、集落地としての現在の土地利用を維持します。

- ・天宝地区(太田川駅南西部)や養父新田地区(養父町西部)の(都)大田朝倉線東側、養父高地地区(高横須賀駅南側)は、鉄道駅の利便性を生かし、本市の増加人口を受け止めるため、市街地の形成に向け、地権者意向、周辺の自然環境や営農環境への配慮などを踏まえながら、今後の土地利用の方向性を検討します。

- ・(都)西知多道路沿道の川北地区(太田川駅北西部)、天宝地区(太田川駅南西部)及び養父新田地区(養父町西部)は、広域交通体系の利便性を生かした新たな産業や物流、研究開発施設などの集積を図る市街地の形成に向けて、地権者意向などを踏まえながら、今後の土地利用の方向性を検討します。

④ 都市施設

ア 交通施設等

a 道路

- ・太田川駅西地区の土地区画整理事業の推進により、区画道路の整備を進めます。
- ・（都）西知多道路（大田 I C（仮称））の整備を県と連携して進めます。
- ・太田川駅西地区の土地区画整理事業の進捗にあわせ、（都）太田川駅前線（（都）西知多道路 大田 I C（仮称）～（都）大田朝倉線）の整備を進めます。
- ・（市）太田川駅前通り線の東側への延伸区間（（都）東海知多線～（市）名和加木屋線）の整備を進めます。
- ・（都）太田川駅南線及び県と連携して（都）太田川駅西線の整備に向けた検討を進めます。
- ・（都）瀬戸大府東海線の4車線化の整備を県と連携して進めます。
- ・大田川・渡内川を軸としたエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）については、桜並木や親水空間などの整備を図るとともに、花と緑豊かで市民の健康づくりに寄与する歩行者・自転車道の整備を進めます。
- ・通学路や生活道路は、歩行者・自転車が安全に通行できるよう交通安全施設の整備を図るとともに、既存道路の改修などを順次進めます。
- ・古くからの既成市街地では、狭あい道路の拡幅整備を進めます。

b 公共交通

- ・多様な移動手段を活用しやすい地域環境を活かし、目的に応じた最適な交通サービスの充実を図ります。

イ 公園・緑地

- ・レクリエーション拠点として位置付けられる大池公園については、緑豊かな里山を保全し、自然とふれあうようなレクリエーション活動が行える場や憩いの場の提供や充実を進めるとともに、災害時のオープンスペースの確保に努めます。
- ・太田川駅西地区の土地区画整理事業や（都）西知多道路の整備の進捗にあわせ、緩衝機能を有する緑地や公園の整備を進めます。
- ・御洲浜公園及び的場公園の整備を進めます。
- ・養父公園の未整備箇所の整備を検討します。
- ・中ノ池公園は、住居地域の中で自然とふれあいながら活動が行える公園であることから、魅力あふれる公園としてリニューアルを進めます。

ウ 上下水道・河川

a 上水道

- ・重要給水施設に至る水道管の耐震化整備を進めます。

b 下水道

- ・太田川駅西地区の土地区画整理事業の進捗にあわせ、下水道施設の整備を進めます。
- ・（市）太田川駅前通り線の整備にあわせ、汚水幹線の新設を検討します。
- ・天宝ポンプ場（雨水）のポンプ施設増設を進めます。
- ・浄化センター（汚水）の再構築工事を進めるとともに、水処理施設の増設を検討します。

c 河川

- ・地域内の浸水軽減のため、大田川及び信濃川の河川改修を県と連携して進めます。

エ 都市基盤整備

- ・現在施行中の東海太田川駅西土地区画整理事業を進めます。

・尾張横須賀駅西側の駅前広場の整備を進めます。

⑤ 地域環境・景観

- ・大池公園周辺の緑地（第1号東海緑地）は、風致地区としてその保全を図ります。
- ・地域東部の太光寺池周辺に広がる農地や山林などは、まとまりのある貴重な緑地であることから、東海市緑化及び花いっぱい推進条例に基づき、その保全に努めるとともに、里山機能の再生や自然環境との交流、子どもの教育の場としての活用を図ります。
- ・地域西部や南部の農地は、今後、計画的な市街地の形成を図る地区との調整を図りながら、東海市緑化及び花いっぱい推進条例や農業振興地域の整備に関する法律などに基づき、その保全を図ります。
- ・太田川駅周辺においては、地域住民と協働して一体感のあるまちなみづくりのルールを周知するとともに、花のまちづくり運動の推進などにより本市の玄関口にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図ります。
- ・尾張横須賀駅周辺及び高横須賀駅周辺においては、花のまちづくり運動の推進や街並みの緑化などにより、美しい都市景観の形成を図ります。

・尾張横須賀駅西側の既成市街地では、無電柱化や道路美装化により、景観整備を進めるとともに、山車蔵をはじめとした地域固有の歴史的資源と調和した市街地景観の形成を検討し、魅力あるまちづくりを図ります。

⑥ 都市防災

- ・防災重点農業用ため池に指定された大田大池の豪雨対策を国が定める防災工事等基本指針に基づき、県と連携して進めます。
- ・ため池を活用した、浸水対策を検討します。
- ・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区は、県と連携をとりながら、治山事業や急傾斜地崩壊防止事業などの推進により被害防止に努めます。
- ・無電柱化により、（都）東海知多線（（都）東海有松線～東海市役所前交差点）及び県と連携して（都）瀬戸大府東海線（（都）西知多道路横須賀IC～（都）東海知多線）の防災・減災対策を進めます。

南部地域（加木屋/三ツ池/加木屋南）

① 将来目標

加木屋緑地や加木屋南公園などの豊かな自然に触れあいながら、安心安全で快適な暮らしやすい生活圏が形成されたまち

② まちづくり方針図



土地利用
生活サービス施設の誘導が図られる土地利用の促進

公共下水道（雨水）の幹線整備

大田川の河川改修

加木屋中ノ池駅及び南側駅前広場の整備

鉄道駅の利便性を生かした市街地の形成を検討

自然環境再生拠点
市民参加による里山機能の再生活動などを通じて自然とふれあうことのできる場として保全・活用

健康増進拠点
自然環境の中で健康増進が図られる場の維持・利用増進

(都) 瀬戸大府東海線の4車線化整備

東海加木屋中部土地区画整理事業の推進

(都) 養父森岡線の整備

南加木屋駅東側の駅前広場及び周辺道路の整備

八幡新田駅東側の駅前広場の整備・検討

凡 例

	市街化区域界		鉄道・駅		都市拠点・広域交流拠点
	居住ゾーン		バス路線		健康福祉拠点
	産業ゾーン		高速道路・自動車専用道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)		保健医療福祉拠点
	新市街地候補ゾーン(住居系)		幹線道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)		行政拠点
	新市街地候補ゾーン(産業系)		エコプロムナード(花・水・緑の基幹軸)(白抜きは未整備)		スポーツ文化拠点
	緩衝ゾーン		河川		地域生活拠点(白抜きは構想)
	農業緑地ゾーン				交通拠点
	主要な公園・緑地(白抜きは未整備)				レクリエーション拠点(白抜きは構想)
					自然環境再生拠点
					健康増進拠点

③ 土地利用

ア 市街化区域

a 専用住宅地区

- ・加木屋北部地区、南加木屋駅北地区、社山地区、社山北地区は地区計画の活用による低層住宅、加木屋小学校周辺からその北側の区域、(都)名古屋半田線より東側は、低層住宅のなかに中高層住宅の立地する専用住宅地としての土地利用により、良好な居住環境を維持します。
- ・東海加木屋中部土地区画整理事業施行区域では、地区計画の活用により、良好な居住環境が図られるよう、低層住宅のなかに中高層住宅の立地する専用住宅地としての土地利用を進めます。

b 一般住宅地区

- ・専用住宅地区、住商複合地区及び商業業務地区を除く居住ゾーンは、住宅を主体としながら、店舗などの生活サービス施設や事務所なども立地する現在の土地利用を維持します。

c 商業業務地区

- ・南加木屋駅周辺、(都)名古屋半田線沿道は、交通体系の特徴を生かして、主に商業施設などが立地する現在の土地利用を維持し、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設の誘導が図られる土地利用を促進します。

d 住商複合地区

- ・(都)名古屋半田線沿道は、周辺の居住環境に配慮し、商業施設と住宅の共存を図りながら、交通体系の特徴を生かして、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設や沿道サービス施設などの誘導が図られる土地利用を促進します。
- ・東海加木屋中部土地区画整理事業施行区域の都市計画道路沿道では、店舗などの生活サービス施設や事務所なども立地が図られるような土地利用を進めます。

イ 市街化調整区域

- ・無秩序な開発を抑制することで、山林や農地をはじめとする現在の自然的土地利用の保全を図ります。
- ・既存住宅地(集落地)は、居住環境を保全することで地域での暮らしやすさを維持し、集落地としての現在の土地利用を維持します。

- ・養父町竹ヶ谷は、鉄道駅の利便性を生かし、本市の増加人口を受け止めるため、市街地の形成に向け、地権者意向、周辺の自然環境や営農環境への配慮などを踏まえながら、今後の土地利用の方向性を検討します。

③ 都市施設

ア 交通施設等

a 道路

- ・(市)向山南北線の整備及び(市)加木屋南北線の整備・検討を進めます。
- ・(都)瀬戸大府東海線の4車線化の整備を県と連携して進めます。
- ・加木屋中ノ池駅の整備とあわせ、周辺道路の整備を進めます。
- ・加木屋中部地区の土地区画整理事業の推進により、区画道路の整備を進めます。
- ・(都)養父森岡線(市)名和加木屋線～(都)名古屋半田線の整備については、名古屋鉄道河和線との立体交差を鉄道高架化事業により進めます。
- ・(都)養父森岡線(三ツ池小学校北西～大府市境)の整備を進めます。
- ・加木屋仲新田地区の狭あい道路の拡幅整備を地域住民と協力して進めます。
- ・南加木屋駅の自由通路の整備を検討します。
- ・(都)知多刈谷線の整備を県と連携して進めます。

- ・大田川を軸としたエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）については、河川改修に合わせ、整備に向けた検討を進めます。
- ・通学路や生活道路は、歩行者・自転車が安全に通行できるよう交通安全施設の整備を図るとともに、既存道路の改修などを順次進めます。
- ・古くからの既成市街地では、狭あい道路の拡幅整備を進めます。

b 公共交通

- ・保健医療福祉拠点周辺においては、公立西知多総合病院を核にした、身近に高度な医療が受けられ、かつ、生活・通勤に便利で住みやすい「医職住」が整った新たな市街地の形成及び、想定される広範囲からの多様な世代の利用に対応するためのアクセス利便性を強化する必要があるため、加木屋中ノ池駅の整備を進めます。
- ・地域内での移動回遊の確保や、新たな地区への移動手手段の充実を図り、利用者の拡大を目指します。

イ 公園・緑地

- ・加木屋中部地区の土地区画整理事業の進捗にあわせ、公園の整備を進めます。
- ・加木屋緑地は、自然環境再生拠点として、市民参加による里山機能の再生活動などを通じ、生態系へのやさしさを育み、自然を学び、味わい、ふれあうことのできる場として保全・活用を図ります。
- ・加木屋運動公園は、自然環境の中で健康増進が図られる場の維持・利用増進を図ります。
- ・泡池公園の整備を検討します。
- ・加木屋南公園は、住居地域の中で自然とふれあいながら活動が行える公園であることから、魅力あふれる公園としてリニューアルを進めます。

ウ 上下水道・河川

a 下水道

- ・地域北部の（市）名和加木屋線と大田川に挟まれた市街化区域では、浸水対策として、公共下水道（雨水）の幹線整備を進めます。
- ・加木屋中部地区での土地区画整理事業の進捗にあわせ、未整備区域における下水道施設の整備を進めます。
- ・南加木屋駅周辺の土地利用計画にあわせ、未整備区域での整備を進めます。
- ・丸根地内の浸水区域については、（都）知多刈谷線の整備とあわせ、排水対策を進めます。

b 河川

- ・加木屋町内堀及び木之下地区を始めとする地区の浸水軽減のため、大田川の河川改修を県と連携して進めます。

エ 都市基盤整備

- ・地域北部の（市）名和加木屋線と大田川に挟まれた市街化区域は、地権者意向などを踏まえつつ、地区計画による整備を進めます。
- ・加木屋中ノ池駅南側（南改札口側）の駅前広場の整備を進めます。
- ・現在施行中の東海加木屋中部土地区画整理事業を進めます。
- ・南加木屋駅周辺地区計画により既存道路を基盤とした拡幅整備や南加木屋駅東側の駅前広場の整備などを進め、地区の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・八幡新田駅東側の駅前広場の整備・検討を進めます。

④ 地域環境・景観

- ・地域西部の山林や農地などは、今後、計画的な市街地の形成を図る地区との調整を図りながら、東海市緑化及び花いっぱい推進条例や農業振興地域の整備に関する法律などにに基づき、その保全を図ります。
- ・地域北東部や南東部の山林や農地などは、東海市緑化及び花いっぱい推進条例や農業振興地域の整備に関する法律などにに基づき、その保全を図ります。

⑤ 都市防災

- ・防災重点農業用ため池に指定された愛敬池・加木屋大池の耐震・豪雨対策、三ツ池の豪雨対策を国が定める防災工事等基本指針に基づき、県と連携して進めます。
- ・ため池を活用した、浸水対策を検討します。
- ・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区は、県と連携をとりながら、治山事業や急傾斜地崩壊防止事業などの推進により、被害防止に努めます。
- ・無電柱化により、（都）養父森岡線（西知多総合病院交差点～（都）名古屋半田線）、（市）中ノ池1号線（公立西知多総合病院～西知多総合病院交差点）の防災・減災対策を進めます。
- ・無電柱化により、（都）名古屋半田線（（都）瀬戸大府東海線～（都）養父森岡線）、（都）瀬戸大府東海線（（都）名古屋半田線～大府市境）の防災・減災対策を県と連携して進めます。

⑥ その他

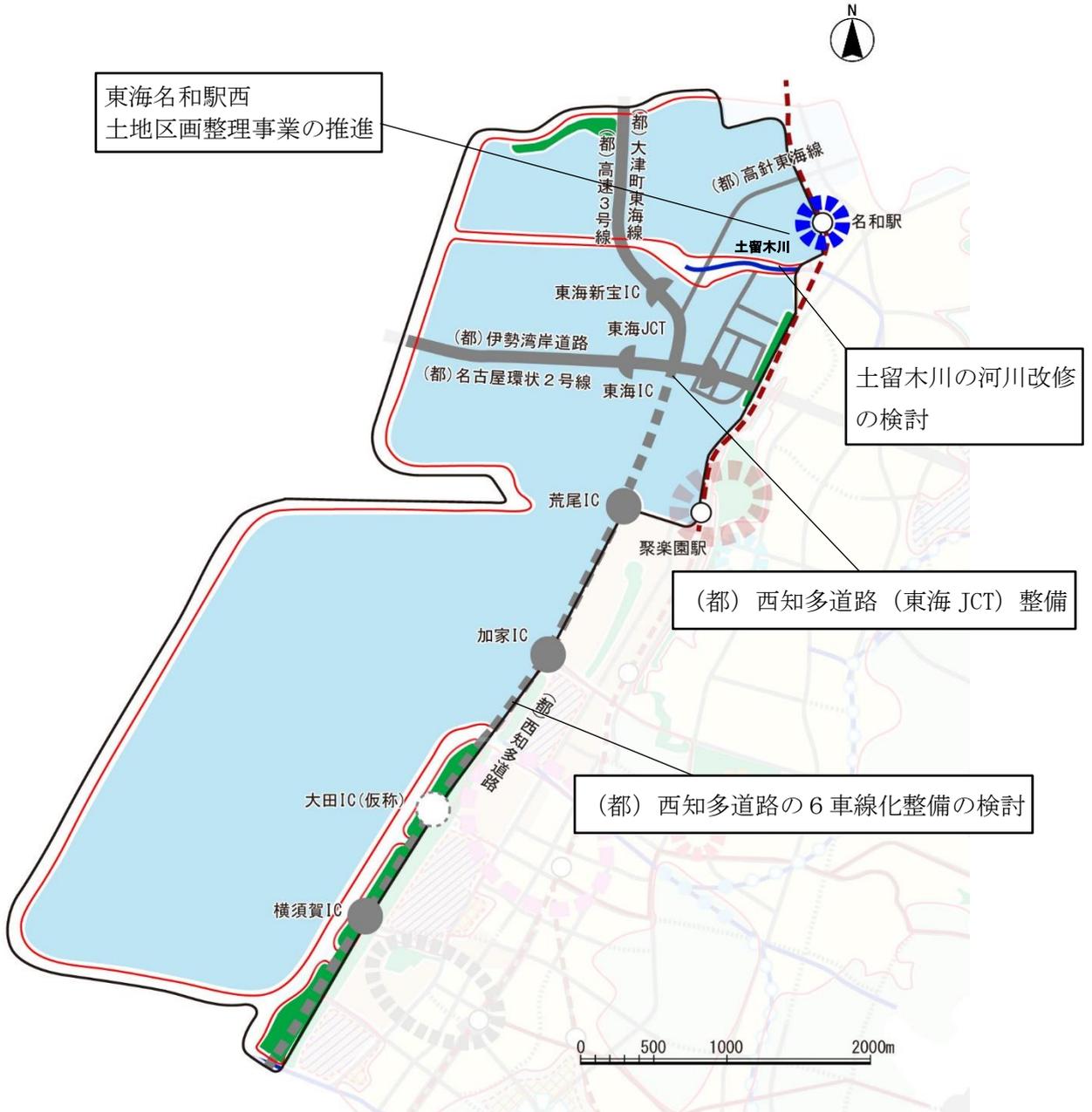
- ・保健医療福祉拠点の整備に合わせ、民間との連携による事業展開や公共用地の再編を検討します。

臨海部地域（新宝町の工業地域、元浜町の工業地域の一部、工業専用地域）

① 将来目標

環境に配慮するとともに、西知多道路など広域交通機能の充実により企業活動の活性化が図られ、産業活力の満ちたまち

② まちづくり方針図



凡 例

	市街化区域界		鉄道・駅		都市拠点・広域交流拠点
	居住ゾーン		バス路線		健康福祉拠点
	産業ゾーン		高速道路・自動車専用道路 (破線は整備中、未整備または暫定供用)		保健医療福祉拠点
	新市街地候補ゾーン(住居系)		幹線道路 (破線は整備中、未整備または暫定供用)		行政拠点
	新市街地候補ゾーン(産業系)		エコプロムナード(花・水・緑の基幹軸) (白抜きは未整備)		スポーツ文化拠点
	緩衝ゾーン		河川		地域生活拠点 (白抜きは構想)
	農業緑地ゾーン				交通拠点
	主要な公園・緑地 (白抜きは未整備)				レクリエーション拠点 (白抜きは構想)
					自然環境再生拠点
					健康増進拠点

③ 土地利用

ア 市街化区域

a 工業地区

- ・主に工場などが立地する現在の土地利用を維持します。
- ・名和駅西側は、地区計画の活用や土地区画整理事業により民間活力を活用した産業機能の立地誘導、職住近接のまちづくりによる産業や物流の集積に向け、用途地域を見直し、市街地の形成を促進します。

④ 都市施設

ア 交通施設等

a 道路

- ・名和駅西地区の土地区画整理事業の推進により、区画道路の整備を進めます。

・（都）西知多道路（東海JCT）の整備を国及び県と連携して進めます。

・（都）西知多道路の6車線化の整備に向けた検討を県と連携して進めます。

イ 公園・緑地

- ・名和駅西地区の土地区画整理事業の進捗にあわせ、公園・緑地の整備を進めます。
- ・名古屋港の展望を楽しむ憩いの場や海を身近に感じるスポットなどの整備を検討します。

ウ 上下水道・河川

a 下水道

- ・名和駅西地区の土地区画整理事業の進捗にあわせ、下水道施設の整備を進めます。
- ・名和前ポンプ場（雨水）及び浅山ポンプ場（雨水）の再構築工事を進めます。
- ・下名和中継ポンプ場（汚水）のポンプ施設の増設を検討します。

b 河川

・浸水軽減のため、土留木川の河川改修を検討します。

エ 都市基盤整備

・現在施行中の東海名和駅西土地区画整理事業を進めます。

- ・名和駅西地区計画により、（市）南柴田8号線などの整備を進めることで東海名和駅西土地区画整理事業区域へのアクセス性の向上を図ります。

⑤ 地域環境・景観

- ・臨海部などに新たに立地する工場や事業所などにおいては、東海市緑化及び花いっぱい推進条例に基づき、敷地内緑化を促すとともに、良好な外観形成を促すことで、周辺環境と調和した潤いある景観形成を図ります。

⑥ 都市防災

- ・無電柱化により、（都）高針東海線（（都）名古屋半田線～土留木川）の防災・減災対策を県と連携して進めます。